

令和6年4月 土木工事共通仕様書等の主な改正概要

1. 土木工事共通仕様書

①事務の簡素化に関する改正

- ・ 施工計画書の作成省略を請負金額300万円未満から500万円未満に改正する。
(監督員が提出を指示する場合を除く) (1-1-1-4)

2. 請負工事の提出書類及び施工等における注意点(土木)

①施工計画書

- ・ 当初請負金額500万円以上の工事及び監督員の指示する工事について作成とする。